

NI+C総合移設サービスのご提供条件

表記の総合移設サービスのご提供条件は以下のとおりです。

第1条 契約の内容

NI+Cは、表記の機械(以下「機械」といいます。)について、次条に定めるサービスのうち表記のサービス(以下「サービス」といいます。)を総合移設サービスとしてお客様に提供します。

第2条 サービスの種類

NI+Cの提供するサービスの種類は以下のとおりです。

1. 「機械」の再配置作業 : 同一室内における取り外しおよび再据付け。
2. 「機械」の移転作業 : 同一建物内または同一建物と同程度とみなされる範囲内での取り外しおよび再据付け。
3. 「機械」の再据付け作業
4. 「機械」の取り外し作業
5. 設備計画作業 : 「機械」を設置するために必要な下記事項に関する提案および助言。(1)フロー・プランニング (2)ケーブル (3)レイアウト (4)空調設備 (5)水冷設備 (6)電源設備
6. 移設コーディネート作業 : お客様より提供された移設計画書に基づき、移設スケジュール全般の進捗管理およびお客様への報告。
7. その他の作業 : 上記以外の移設に関する作業で、NI+Cが提供する旨合意された作業。

第3条 サービスの前提条件

お客様には、以下の事項を行っていただきます。

1. 「サービス」開始前のNI+Cに対する移設計画書の交付。
2. 梱包材料の準備ならびに移転を伴う機器の外部梱包、搬出、積み込み、運送および搬入の手配。
3. ケーブルの管内導入、その他壁、天井、間仕切り等の閉所へのケーブル引込み工事。
4. 現金等を収納する機械についての現金等の管理。

第3条の2 サービスの完了

1. NI+Cは、サービスの提供後、お客様に対して「作業報告書」を提出するものとします。
2. お客様は、NI+Cより「作業報告書」を受領した後、5日以内に作業結果について検査するものとし、検査終了を以て「サービスの完了」とします。

第4条 サービス料金

1. 「サービス」の完了時に表記のサービス料金が請求されます。料金には消費税が別途加算されます。ただし、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
2. お客様は、表記条件に従い銀行振込の方法により支払うものとします。尚、その振込手数料はお客様に負担いただきます。
3. 前項に定める支払期日が経過してもお客様の支払いが行われない場合、お客様は、支払期日の翌日から当該支払を行う日まで年利 14.5 パーセントの割合による支払遅延利息をNI+Cに支払うものとします。

第5条 解除等

1. お客様またはNI+Cは、相手方に次のいずれかに該当する理由が生じたときは、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 相手方が本契約に基く債務を履行せず、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、なお、その期間内に履行しないとき
 - (2) 相手方が期間内に正当な理由なく本契約を履行する見込みがないと認めるとき
 - (3) 相手方が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または会社更生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら民事再生、会社更生手続の開始もしくは破産を申し立てたとき
 - (4) 相手方が自ら振り出しもしくは引き受けた手形または小

- 切手につき不渡り処分を受ける等、支払いを停止したとき
- (5) 相手方が営業の廃止または解散の決議をしたとき
2. 前項のいずれかに該当したときは、解除された有責当事者は、相手方に対して有する金銭債務全額について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払うものとします。

第6条 責任の制限

1. 「サービス」の結果が、所定の仕様に合致していないこと(以下「契約不適合(瑕疵)」という。)を、お客様が「サービス完了日」から1年以内にNI+Cに書面で通知し、当該原因がNI+Cの責に帰すべき事由にのみ起因する場合、NI+Cは当該契約不適合(瑕疵)について自己の費用でこれを修補します。修補された「成果物」について、仕様に合致していることを、NI+Cがお客様に明示したとき、NI+Cの修補は完了します。修補できない場合には、NI+Cは[責任の制限]に従って責任を負います。NI+Cが上記の修補を行う場合には、お客様にはNI+Cに対し、かかる修補に必要な環境および品目を提供していただきます。この場合を除いて、「成果物」の性能の保証および法律上の契約不適合責任(瑕疵担保責任)を含めNI+Cによる保証はありません。
2. お客様がNI+Cの責に帰すべき事由に基づいて救済を求めるすべての場合において、NI+Cの損害賠償責任は、請求の原因を問わずお客様に現実に発生した通常かつ直接の損害に対するサービス料金相当額を限度とする金銭賠償に限られます。
3. NI+Cは、いかなる場合にも、NI+Cの責に帰すことの出来ない事由から生じた損害、逸失利益および第三者からの損害賠償請求に基づくお客様の損害については、責任を負いません。

第7条 機密情報

1. 本契約において「機密情報」とは、本契約に関連していずれかの当事者が相手方に対し、①機密と明記のうえ開示した情報、②口頭で機密と告げただけで開示した情報のうち、開示後14日以内に文書により機密である旨を通知した情報を意味するものとし、「開示当事者」とは、本契約にもとづき機密情報を相手方に開示する当事者、「受領当事者」とは、機密情報の開示を受ける当事者をそれぞれ意味するものとします。
2. 受領当事者は、開示当事者から開示を受けた機密情報を善良な管理者の注意をもって、受領後5年間、機密に保持するものとし、業務上の必要がある自社または「関連会社」の従業員以外には、開示または使用させないものとします。
3. 本契約は、受領当事者が保有する次の各号にかかげる情報には適用されません。
 - (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 独自に開発した情報
 - (3) 第三者から正当に入手した情報
 - (4) 受領当事者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
4. 受領当事者は、本契約が終了したときまたは開示当事者が請求したときはただちに、開示当事者の機密情報を含むすべての資料を返還または破棄するものとします
5. 「関連会社」とは、次の各号にかかげるものをいいます。
 - (1) お客様またはNI+Cの議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している法人その他の団体
 - (2) 前号所定の団体が、議決権付株式または証券の半数以上を直接または間接に所有または支配している団体

第8条 反社会的勢力の排除

1. お客様およびNI+Cは、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自らまたは自らの役員等(取締役、執行役または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、反社会的勢力(犯罪対策関係会議「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」にて定める定義)、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団、反社会的勢力もしくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別にまたは総称して「反社会的勢力等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、反社会的勢力等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、反社会的勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会的勢力等を利用し、または、反社会的勢力等の威力を利用する目的で反社会的勢力等を従事させていると認められること
- (4) 自らが反社会的勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、反社会的勢力等の活動を助長し、または反社会的勢力等の運営に資するものであること
2. お客様およびNI+Cは、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして、相手方に対する①暴力的な要求行為②法的な責任を超えた不当な要求行為③脅迫的言辞または暴力的行為、また、④風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為、⑤その他前各号に準ずる行為、をしたとき
3. NI+Cは、本契約によりNI+Cが受託した業務の一部を第三者に再委託する契約(以下、「再委託契約」という。)の相手方またはその役員が反社会的勢力等であることが判明したとき、再委託契約の履行が反社会的勢力等の活動を助長し、もしくは反社会的勢力等の運営に資することが判明したとき、または再委託契約の相手方が自らまたは第三者をして第2項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに再委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければなりません。
4. お客様は、NI+Cが前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。
5. お客様およびNI+Cは、第2項および前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。
6. 別途、反社会的勢力の排除に関する契約を締結した場合には、当該契約書に定めた内容を優先します。

第9条 その他

1. お客様は、「機械」の所有者でない場合には、本サービスを受けることにつき所有者の承諾を得ていただきます。
2. NI+Cは、「サービス」を、NI+Cが指定する第三者により提供することがあります。
3. NI+Cは、NI+Cの支配できない事由により本契約に基づく義務を果せなかった場合には、その責を免れます。
4. お客様はNI+Cの書面による事前の同意がない限り、本契約に基づく契約上の地位および権利義務を第三者に譲渡または移転することが出来ません。
5. 金銭支払債務を除き、天災地変等の不可抗力、戦争、暴動、内乱、テロ、法令の改廃制定、公権力による処分・命令、ストライキその他の労働争議、輸送機関の規制・事故、債務履行地域におけるエピデミック・パンデミック、および、その他自らの責に帰し得ない事由による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行が生じた場合は、いずれの当事者も互いにその責任を負わないものとします。
6. 本契約に関して疑義が生じた場合は、当事者双方が信義誠実

の原則に従って協議するものとします。

7. 本契約に基づくいかなる請求権も、請求が可能となった時から24か月を経過した場合は、時効により消滅します。
8. 本契約について当事者間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的管轄裁判所とします。
9. 本契約が解除または終了した場合であっても、第6条「責任の制限」、第9条1項「権利義務の譲渡」、第9条第7項「消滅時効」、第9条8項「紛争の解決」は有効に存続します。
10. 本契約の解釈は日本国法に準拠します。

以上

(2020.06.19) A08-01-4